

札幌市特定建築物衛生指導要綱（平成9年3月24日生活衛生担当部長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第3条 1 （略）</p> <p>第3条2 特定建築物所有者等は、井水等が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、14の項から20の項に規定する物質が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。</p> <p>第4条～第11条 （略）</p> <p>附 則（平成9年4月1日～令和7年4月8日） （略）</p> <p>様式1－1 （略）</p>	<p>第1条～第3条 1 （略）</p> <p>第3条2 特定建築物所有者等は、井水等が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、14の項から19の項及び21の項に規定する物質が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。</p> <p>第4条～第11条 （略）</p> <p>附 則（平成9年4月1日～令和7年4月8日） （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式1－1 （略）</p>	<p>備考</p> <p>修正</p> <p>追加</p>

改正前				改正後				備考		
構造設備の概要 特定建築物審査項目（給水設備）				構造設備の概要 特定建築物審査項目（給水設備）				水質検査項目数の修正 (51→52)		
給水(湯)管	保守点検空間	設けること	有・無	適・否	保守点検空間	設けること	有・無		適・否	
	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	無・有	適・否	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	無・有		適・否	
	管種	水質に影響を与えないもの(給湯管は耐熱・耐塩素)	材質(給水): 材質(給湯):	適・否	管種	水質に影響を与えないもの(給湯管は耐熱・耐塩素)	材質(給水): 材質(給湯):		適・否	
	継手	水質に影響を与えないもの(給湯管は耐熱・耐塩素)	種類(給水): 種類(給湯):	適・否	継手	水質に影響を与えないもの(給湯管は耐熱・耐塩素)	種類(給水): 種類(給湯):		適・否	
	直結給水栓(市水道水を使用して、貯水槽を設置する場合)	設けること	有・無	適・否	直結給水栓(市水道水を使用して、貯水槽を設置する場合)	設けること	有・無		適・否	
	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	・色分け ・色バンド ・その他()	適・否	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	・色分け ・色バンド ・その他()		適・否	
	他の配管との接続の有無(クロスコネクション)	接続しないこと	無・有	適・否	他の配管との接続の有無(クロスコネクション)	接続しないこと	無・有		適・否	
逆流防止措置	給水(湯)管末端に吐水口空間を確保すること	有・無	適・否	逆流防止措置	給水(湯)管末端に吐水口空間を確保すること	有・無	適・否			
井戸(飲用)等	井戸の設置場所	建築物内	建築物内・建築物外	適・否	井戸の設置場所	建築物内	建築物内・建築物外		適・否	
	井戸小屋等の施錠	施錠できる構造とす	有・無	適・否	井戸小屋等の施錠	施錠できる構造とす	有・無		適・否	
	ケーシングの立ち上げ	床面から300mm以上	mm	適・否	ケーシングの立ち上げ	床面から300mm以上	mm		適・否	
	汚水排水施設等からの離間距離	5m以上	汚染のおそれのある施設無・有(離間距離m)	適・否	汚水排水施設等からの離間距離	5m以上	汚染のおそれのある施設無・有(離間距離m)		適・否	
	湧水等の場合	取水口の囲い	設けること	有・無	適・否	取水口の囲い	設けること		有・無	適・否
			施錠できる構造とす	有・無	適・否	施錠できる構造とす	有・無		適・否	
		エキノコックス虫卵除去装置	設けること	有・無	適・否	エキノコックス虫卵除去装置	設けること		有・無	適・否
	塩素滅菌器(選定計算書添付)	2台以上(市水道水併用の場合は1台以上)	市水道水併用 有・無	適・否	塩素滅菌器(選定計算書添付)	2台以上(市水道水併用の場合は1台以上)	市水道水併用 有・無		適・否	
	浄水設備	原水の水質に応じた浄水設備を設けること(計算書等添付)	有・無	適・否	浄水設備	原水の水質に応じた浄水設備を設けること(計算書等添付)	有・無		適・否	
		排水口空間を確保すること	有・無	適・否	排水口空間を確保すること	有・無	適・否			
原水を採水できる採水栓	設けることが望ましい	有・無	適・否	原水を採水できる採水栓	設けることが望ましい	有・無	適・否			
給水開始前の措置	水質検査 市水:一般12項目 井水:51全項目	給水開始前に末端給水栓において、左記項目と残留塩素の検査を行い、水質基準に適合することを確認すること	実施予定 有()項目・無	適・否	水質検査 市水:一般12項目 井水:52全項目	給水開始前に末端給水栓において、左記項目と残留塩素の検査を行い、水質基準に適合することを確認すること	実施予定 有()項目・無	適・否		
	貯水槽清掃	給水開始前に登録業者に委託して行うこと	実施予定 有・無	適・否	貯水槽清掃	給水開始前に登録業者に委託して行うこと	実施予定 有・無	適・否		
	給水管洗浄方法	給水開始前に高周波法等により行うこと	実施予定 有・無	適・否	給水管洗浄方法	給水開始前に高周波法等により行うこと	実施予定 有・無	適・否		

改正前	改正後	備考
<p>添付書類一覧</p> <p>添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）</p> <p>1 建築関係図面</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 面積表（用途別面積がわかる表）</p> <p>(4) 立面図</p> <p>(5) 各階平面図</p> <p>2 空気調和（機械換気）設備関係図面</p> <p>(1) 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書</p> <p>(2) 空気調和（機械換気）設備系統図</p> <p>(3) 主要機器表</p> <p>(4) 空気調和（機械換気）設備平面図</p> <p>(5) 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面</p> <p>3 給水（湯）関係図面</p> <p>(1) 給水設備工事特記仕様書</p> <p>(2) 衛生設備系統図</p> <p>(3) 主要機器表</p> <p>(4) 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図</p> <p>(5) 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図</p> <p>(6) 貯水槽室上階の給排水平面図</p> <p>(7) 雑用水槽室平面・断面詳細図</p> <p>(8) 雑用水槽本体平面・断面詳細図</p> <p>(9) 井戸の設置場所がわかる図面</p> <p>(10) 井戸の平面・断面詳細図</p> <p>4 ゴミ保管庫関係図面</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面詳細図</p> <p>(3) 断面詳細図</p> <p>5 計算書等</p> <p>(1) 二酸化炭素濃度計算書</p> <p>(2) 粉じん濃度計算書</p> <p>(3) 加湿量計算書（空気線図添付）</p> <p>(4) 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）</p> <p>(5) 塩素滅菌器選定計算書（井水等使用の場合）</p> <p>(6) 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、21の項から31の項及び48の項を除く原水全項目。）</p> <p>(7) 浄水設備選定計算書（井水等使用の場合、必要に応じて。）</p> <p>6 その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>様式1-2～11（略）</p>	<p>添付書類一覧</p> <p>添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）</p> <p>1 建築関係図面</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 面積表（用途別面積がわかる表）</p> <p>(4) 立面図</p> <p>(5) 各階平面図</p> <p>2 空気調和（機械換気）設備関係図面</p> <p>(1) 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書</p> <p>(2) 空気調和（機械換気）設備系統図</p> <p>(3) 主要機器表</p> <p>(4) 空気調和（機械換気）設備平面図</p> <p>(5) 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面</p> <p>3 給水（湯）関係図面</p> <p>(1) 給水設備工事特記仕様書</p> <p>(2) 衛生設備系統図</p> <p>(3) 主要機器表</p> <p>(4) 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図</p> <p>(5) 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図</p> <p>(6) 貯水槽室上階の給排水平面図</p> <p>(7) 雑用水槽室平面・断面詳細図</p> <p>(8) 雑用水槽本体平面・断面詳細図</p> <p>(9) 井戸の設置場所がわかる図面</p> <p>(10) 井戸の平面・断面詳細図</p> <p>4 ゴミ保管庫関係図面</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面詳細図</p> <p>(3) 断面詳細図</p> <p>5 計算書等</p> <p>(1) 二酸化炭素濃度計算書</p> <p>(2) 粉じん濃度計算書</p> <p>(3) 加湿量計算書（空気線図添付）</p> <p>(4) 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）</p> <p>(5) 塩素滅菌器選定計算書（井水等使用の場合）</p> <p>(6) 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、22の項から32の項及び49の項を除く原水全項目。）</p> <p>(7) 浄水設備選定計算書（井水等使用の場合、必要に応じて。）</p> <p>6 その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>様式1-2～11（略）</p>	<p>水質検査項目の修正</p>